

北広島町農業委員会第5回総会議事録

事務局 (第5回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番、2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

16番 11月14日に3番委員と譲受人宅で面談を行い、現地を確認しました。譲渡人と譲受人は兄弟で、当初は譲渡人が帰って農業を継ぐことになっていましたが、事情で帰られなくなり、譲受人が40年以上当該農地を管理していることからこの度譲渡することになりました。譲受人は個人で農業をされており、機械を揃えられているため営農に問題はありませぬ。2番の譲受人は1番の譲受人の妻で、同様に問題ありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 番号1番及び2番についてご意見ご質問等はございませんか。

15番 残る農地についてはどうするのか。

16番 残る農地については調べていない。

4番 譲渡人と譲受人の農業経営面積が同じだが説明をしてほしい。また、譲受人を2名に分けられた目的は何かあるのか。

事務局 譲渡人と譲受人は同一経営となっていたため同じ面積を記載している。

3番 補足説明をします。以前親からの相続の際に、7,430 m²が譲渡人の所有で残りが譲受人の農地となる。譲渡人が帰って農業をすることになっていたが、できなくなり子どもも継がないため、譲渡人が譲受人にお願いされたと聞いている。譲受人を2名に分けたのは贈与税の関係と言われていた。

4番 所有者はすべて譲渡人となるのか。農業経営面積にすべての面積が記載されているのはおかしい。

事務局 譲渡人と譲受人は農地台帳上同一経営と言うことで同世帯になっている。そのためこのような記載になった。

- 会 長 本来であれば、譲渡人は譲受人に農業経営をまかせていたのだから、0㎡と記載しているのではないかと思う。同一世帯だからと事務局が同じ面積を載せているので混乱するのではないか。
- 4 番 そもそも住所が違うのに同一世帯と言うのはおかしくないか。
- 事務局 住所が違って、共同で農業経営している場合には農家世帯として同世帯となっていることがあるため、事務局としては農家台帳で判断せざるを得ない。
- 3 番 摘要欄には譲渡人が譲受人に作業委託をしているとあるが、利用権設定はされているのか。
- 事務局 利用権設定をされていたが、この度の手続きにより合意解約をしている。そこで農業経営を世帯で見て経営面積を判断した。それでおかしいということであれば、今後どのような表記がいかをご教授いただきたい。
- 会 長 利用権設定を解約したから直ちに所有者が営農再開ということではないと思う。この3条の手続きをするための解約だからそこを勘案すべきだと考える。
- 3 番 譲渡人の所有する農地の面積がこの経営面積であれば理解できる。
- 事務局 それでは、このような同一世帯間の3条申請については、権利面積を表記するという整理にさせていただいてよろしいでしょうか。
- 会 長 経営面積や農家世帯については事務局が把握している情報なので、事前に担当委員へ確認を行い議案を作成していただきたい。
- 会 長 他にご意見ご質問等ございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番及び2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 5 番 11月14日に地区担当推進委員と譲渡人へ面談を行い現地調査しました。譲渡人は長年病気で体調が悪く、耕作をお願いしていました。摘要欄のとおり経営規模縮小のため申請地を売却するにあたり申請をされました。譲受人へも電話で聞き取りをおこない確認

しました。譲受人は当面、地域の農業者へ作業委託して農地を管理されるとのこと。将来的には干し柿の加工場を計画されておられ、柿の木を植えられると計画書を出されています。以上の事から許可相当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

職務代理者 譲受人は作業委託することだが、その農業者は信頼できる人なのか。

5 番 私もよく知っています。申請地をすでに耕作されている方で、これからも引き受けると聞いています。

会 長 譲受人本人がすぐに耕作できない理由は何でしょうか。

5 番 営農計画書には、将来加工場を作り柿の木を植えるという計画のため、すぐではないということです。

職務代理者 以前に譲受人が許可を受けた農地も、柿の木を植えてといった計画だったが、現況はどうなっているのか。

1 3 番 柿の木は植えていない。草が生えて茂っていて、草刈りをした形跡がない。

3 番 計画書どおり実行できていない状況を把握しながら事前調査で事務局と連携して指導ができなかったのか。

会 長 法人が耕作する農地で本人が耕作していない場合、構成員間での権利移動は特例として認めた経緯があるが、今回は個人対個人で、耕作者は変わらないまま所有権を移転するというのは問題があると思うが皆さんはどう考えるか。前回の許可についても営農計画書を提出してもらった経緯があるだけに調査が不十分だったのではないか。

4 番 当面耕作されるのだから、譲受人が作業委託をして営農していくという説明ならわかるが、他の人が耕作すると言われたら納得はできない。

職務代理者 前回許可された農地が放置されている事実があるだけに今回どうするか。

1 番 前回の営農計画書の内容が履行されているのかどうか。

1 3 番 前回営農計画書は提出されたが今回は提出されていない。今回はその営農計画書を確認した。

1 番 将来といった表現でいいものか。具体的にいつ頃といったものが必要ではないか。

事務局 申請書には、「取得後は当面作業委託による水稻栽培を行う」とあります。また、以前に許可された農地について、事務局でも現地確認を行いました。木を植えた形跡はなく、草が茂っていました。

- 会 長 前回は営農計画書を提出してもらい許可をした経緯がある。今回営農計画書はなく、柿を植えるのは将来で、当面は他の人が耕作し続けるでは皆さんの同意を得られないのではないか。今回の申請についても営農計画書を提出してもらい、どうして今すぐできないのか前回の許可分を含めて確認する必要がある。
- 会 長 他にご意見ご質問等ございませんか。
- 2 番 どのような形で採決をとるのか。
- 15 番 今回は保留にして、前回許可分の実行性の確認も含め、営農計画書の提出を担当委員から譲受人へ依頼し、次回総会で審議してはどうか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について保留とし、前回許可分について指導を行うということで良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。関連がありますので、番号4番及び5番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 5 番 11月14日に地区担当推進委員と譲渡人へ面談を行い現地調査しました。いずれの譲渡人も高齢となり耕作困難となったため、譲り渡す事にされました。4番案件の譲渡人と譲受人は親子で、4番案件の譲渡人と5番案件の譲渡人は兄妹です。周辺農地には影響ありませんので許可相当と判断しました。以上の事から農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。
- 会 長 それでは番号4番及び番号5番についてご意見ご質問等ございませんか。
- 2 番 4番案件の譲渡人の経営農地の面積から、今回譲り渡す面積を差し引いた差の面積は何か。手元に農地が残るのか。
- 事 務 局 畑が手元に残ります。自作をされると考えます。
- 会 長 その他にご意見ご質問はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番及び5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 2番 経営面積と今回申請された面積の差についてですが、農地台帳上では他に3筆ありました。これは、現況が3筆とも竹林でしたので、まず農振除外を行い、非農地証明申請をするよう指導を行いました。去る11月18日に地区担当推進委員とそれぞれの現況の確認を行いました。譲受人の母は町内在住とのことから、母に面談を行いました。譲受人は町内企業に勤務されており往来があります。今年乾燥機を新調され、兼業農家とはいえ25年の農業経験があり、熱心に営農をされておられます。譲渡人とは父の代から一緒に農業経営をされておられ、一帯として営農をされておられます。以上の事から農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 9番 すべての農地は稲作がされていたのか。
- 2番 圃場整備済田は稲作がされている。その他の農地は自己保全管理や育苗ハウス、野菜の作付け等農地性がある管理をされておられた。
- 会長 その他にご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 （異議なし）
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 6番 この案件は、空き家バンクを利用して移住することが発端です。申請地と住居を合わせて購入し、農地の管理を行いながら生活するということでした。耕作については、機械等購入するのは負担となるため、地元自治会や農事組合と協議を行い、草刈りは譲受人が行い、田植え等当面は作業をお願いして、ゆくゆくは中古の機械を購入して自作を行いたいとのことでした。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

- 4 番 1139-2 は宅地とあるが、現況は田なのか。
- 6 番 昔からの小屋が建っていて、法面のようにになっている。
- 事務局 事務局も現地確認を行いました。登記面積 59.14 ㎡ありますが、かなりの傾斜地であり、田として活用は難しいものの保全管理はしてもらえると聞いている。この農地を含めて 3 反要件を満たしているので、この農地の管理についてはお願いをしたところです。
- 4 番 事務局はこの農地を田として認識したのか。
- 事務局 耕作に不向きだと認識している。譲渡人は、自宅と農地の全てを譲受人に売りたいと思われている。
- 4 番 登記は宅地だから、外して売買すればいいのではないか。この農地を外しても 3 反は満たしている。
- 2 番 農地台帳には載っているため農地として取扱い、現地を確認したら自己保全管理はされており、農地として判断できるという解釈ではないか。
- 会長 担当委員及び事務局が現地確認して、保全管理がされていることから農地として判断をしたということでしょう。
- 会長 その他にご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 7 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし (挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 8 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 職務代理者 現地調査は地区担当推進委員と行いました。申請地は、以前より譲受人が父の代から耕作をしておられます。譲受人は田すきから稲刈りまでの機械を所有し、家族構成から見て労働力にも問題ありません。従来から譲受人が耕作されているため周辺農地への影響はありません。以上の事から農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

2 番 譲渡人の残りの農地は作業委託をするのか。

職務代理者 そこまで聞取りをしていません。

会 長 その他にご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号9番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 9番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請地隣に地域の会館があるため近隣住民へ説明会を行い、承諾を得たということです。ただし、墓が見えないようにしてほしいとの要望があったため、フェンスを取付けるとのことでした。このように、近隣住民から理解を得ており、周辺農地への影響は問題ありません。許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

4 番 もとの305番1の面積はいくらか。

事 務 局 140㎡です。それを分筆されております。

会 長 その他にご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号10番につ

いて事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

9 番 11月10日に職務代理者と地区担当推進委員と現地調査を行いました。農地区分や転用目的等は摘要欄のとおりです。計画面積の妥当性については、平面図をご覧ください。下側部分から進入口まで高さが約2mあり、進入路や駐車場等を含めれば約500㎡は必要であるということが理由書に記載されていました。現地を確認すると、土地の状況からやむを得ないと判断しました。周辺農地への営農に影響はなく、水路についてもきちんと整理をされております。以上の事から許可相当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号11番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

6 番 申請人は高齢であり、墓が山中にあり管理が困難なことから、自宅裏の農地へ墓を移転されたいということでした。周辺農地は申請人所有であることから問題はありません。以上の事から許可相当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号12番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

6 番 申請人の住宅は裏が河川で危険ということから、従前の位置から少し前に寄せて建て直しをされました。その際に家の前の申請地にかかっていたということです。この度農振

除外を受けて転用申請をされました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号13番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

12番 職務代理者及び地区担当推進委員と現地調査を行い、譲渡人へ面談を行いました。譲渡人の叔父と弟が墓を新設したいとのことから今回の申請になりました。申請地近くの1942番5は譲渡人の自宅であり、自身の家の墓を含め3基を予定しています。家は周囲100mの近隣住民から了解は得ており、周辺農地への影響はありません。以上の事から許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号14番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 11月18日に9番委員と地区担当推進委員と3名で現地調査を行い、現地で譲受人から説明を受けました。内容は摘要欄のとおりですが、図面にあるように、駐車場及び資材置き場、盛土を置くということです。発電所は昭和35年頃から使用されており、老朽化による改修工事を行うことから、申請地を一時的に使用するということです。発電

所の対面にある農地であり、岩盤が強いことから申請地を選ばれたそうです。工事終了後は農地へ復元することを確認しております。始末書添付で、9月末の工事終了と言うことです。以上の事から許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号15番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

9 番 11月10日に職務代理者と地域担当推進委員と3名で現地調査を行いました。農地区分及び転用目的については摘要欄のとおりです。今年4月に農振除外の申出が行われた農地でその際に現地を確認しております。計画面積は妥当と考え、周辺農地の営農への支障の有無については、譲渡人の兄弟の農地であり水路等問題なく影響はありません。以上の事から許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号16番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

12 番 摘要欄にあるとおり、譲渡人は譲受人の叔父にあたり、申請地は譲受人が管理をしていました。申請地は譲受人の自営する商店兼自宅から離れており管理が困難であり、そこで太陽光発電設備設置を行いたいと申請をされました。11月16日に職務代理者と地区担当推進委員と3名で現地調査を行い、近隣住民の了解を得ていることを確認しました。また、隣接する農地への影響もないと確認し許可相当と判断しました。

- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号16番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号17番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 5 番 内容については摘要欄にあるとおりです。11月17日に13番委員と地区担当推進委員と3名で現地調査を行いました。18番案件、19番案件ともに譲渡人は同一人であり申請地に隣接しております。この案件の譲渡人は建設業で住居を新設されるとのことです。周辺農地への影響はありませんし、現地確認の結果許可相当と判断しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号17番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号18番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 5 番 先ほど少し触れましたが譲渡人は17番案件と同一人です。11月17日に13番委員と地区担当推進委員と3名で現地調査を行いました。周辺農地への影響はなく、転用面積も妥当と考えます、以上の事から許可相当と判断しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号18番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号19番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

5 番 11月17日に13番委員と地区担当推進委員と3名で現地調査を行いました。17番案件、18番案件に続き譲渡人は同一人です。周辺農地への影響はなく、転用面積も妥当と考えます。以上の事から許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号19番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号20番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

13 番 11月13日に5番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。摘要欄にあるとおり、譲受人は現在社宅へ住んでいますが、実家で畦畔の草刈り等農業の手伝いをしております。今回、父である譲渡人から申請地を借り受けて居住の本拠を移住し、農業後継者として生活設計をするものであります。申請地は今年4月に農振除外申出を行い、この度除外されたことから転用申請をされました。被害防除措置は行われており、周辺農地への影響はありません。以上の事から許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号20番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号21番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

6 番 11月13日に1番委員と地区担当推進委員と3名で現地調査を行い、譲渡人と面談を行いました。空き家バンクへ登録していたところ売買が成立し、一帯の土地を調べたところ、申請地が農地であったことが判明したということです。今回願末書をつけて申請されました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号21番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 農業用施設転用届について

会 長 番号22番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

11番 11月13日に地区担当推進委員2名と申請人立会いのもと現地を確認しました。申請人の父が、昭和54年頃に申請地へ農業用倉庫を建築し現在に至るとのことでした。この地区は農地中間管理機構へ集積することから、農地の整理をするべく今回の申請になりました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号22番について農業用施設転用届を受理することに賛成される委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。

議案第5号 非農地証明申請について

会 長 番号23番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

11番 11月13日に地区担当推進委員2名で現地を確認しました。申請地は県道から離れた山寄せにあり、農業用水はなく申請地に入る里道也没有。そのため境界の確認ができない状態であり奥は山林化しており、20年以上経過した木がありました。現況から農地への復元は困難であると判断しました。周辺農地に影響はありません。この案件も、農地中間管理機構への集積にかかる農地の整理による申請です。

会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号23番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号24番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

17番 11月17日に1番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請地は、昭和60年頃から耕作をされておらず現在に至るということです。その下にある田も同様の状態でした。申請人は耕作の意思もなく、農地への復元が困難であると判断し受理妥当と考えます。なお、他の田も含めて30年以上経過しており木が茂ってありました。

会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号24番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号25番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

9番 11月10日に職務代理者と地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請内容については摘要欄のとおりで、この件については数年来の懸案事項となっており、土地所有者

とも協議をしておりました。本年4月に農振除外申出がされ今回の申請に至っております。今年の農地パトロールでは、地図で確認できる半数の農地については確認をしました。確実な境界や畔の確認はできませんでしたが、申請人は高齢であり、農地への復元は困難と考え受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号25番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

議案第6号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について

会 長 内容について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

4 番 登記地目が非農地で現況地目が農地のものを非農地判断した場合でも、法務局の手続きは必要なのか。

事 務 局 登記地目が非農地の場合は法務局での手続きは不要だが、非農地判断した通知を送付し関係機関へ情報提供する。

2 番 現況地目は調査日に認定されたものなのか。所有者への通知は一括でされるのか、それはいつ頃になるか。

事 務 局 現況地目は、委員が調査しB判定をした農地を対象に、農地相談員が現地へ行き再度確認した現況地目で、担当農業委員へは事前に確認をしていただいています。通知は、通達によれば非農地と判断したら速やかに行うようにとありますので、翌月には通知が送付できるように考えています。

2 番 現況地目の山林と原野の違いは。立木の有無で判断しているのか。

事 務 局 その通りです。

会 長 他にご意見ご質問はありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について承認をいただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。

議案第7号 農用地利用集積計画について

会長 内容について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げて説明。) これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

議案第8号 農用地利用配分計画について

会長 内容について事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げて説明。)

会長 それでは農用地利用配分計画について質疑に入ります。この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長 ⑩

議事録署名者 ⑩

議事録署名者 ⑩